

4 . 産業廃棄物

平成 11 年 4 月 1 日、中核市移行に伴い、産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置許可、処理業者及び排出事業者の適正処理指導等の事務が委譲された。

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請並びに産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、法の規定により都道府県知事又は政令で定める市の市長に対して行うこととされている。この「政令で定める市」を法の中では「指定都市等」と呼んでおり、豊橋市を含め全国に 56 市あり、それぞれの市長が産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請並びに産業廃棄物処理施設の設置許可業務及びこれらに関する各種届出書の審査や適正処理に係る指導等の業務を行っており、産業廃棄物の適正処理に関する基本的な事項を説明した冊子「産業廃棄物処理の手引き」を作成し、事業者などに配布するとともに、排出事業者及び処理業者を対象に定期的に説明会を開催している。

また、産業廃棄物処理に関する監督指導の強化を図るとともに、「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」により運用していた産業廃棄物処理施設の設置等に関する事前協議制度について、「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を平成 18 年 3 月に制定し、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんに関し必要な事項を定め 7 月より施行した。

なお、平成 14 年 3 月、本市は、産業廃棄物行政を推進するため、排出事業者、処理業者、市民、行政など産業廃棄物に関係する全ての人を対象とし、「排出抑制・最終処分量の削減」「リサイクルの推進目標の策定」「優良事業者の育成」を目標とする「豊橋市産業廃棄物処理基本計画」を定め、計画の中間年度である平成 18 年度に、計画の見直しを行い、現在改訂中である。

《指定都市等一覧》

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

北海道	札幌市	神奈川県	相模原市	大阪府	東大阪市	愛媛県	松山市	
	函館市	新潟県	新潟市		高槻市	高知県	高知市	
	旭川市	富山県	富山市		兵庫県	神戸市	福岡県	北九州市
宮城県	仙台市	石川県	金沢市	姫路市		福岡市		
秋田県	秋田市	長野県	長野市	尼崎市		大牟田市		
福島県	郡山市	岐阜県	岐阜市	奈良県	西宮市	長崎県	長崎市	
	いわき市	静岡県	静岡市		奈良市		佐世保市	
栃木県	宇都宮市			浜松市	和歌山県	和歌山市	熊本県	熊本市
埼玉県	さいたま市	愛知県	名古屋市	岡山県	岡山市	大分県	大分市	
	川越市		豊橋市		倉敷市	宮崎県	宮崎市	
千葉県	千葉市			岡崎市	広島県	広島市	鹿児島県	鹿児島市
	船橋市		豊田市	呉市		計	56 市	
神奈川県	横浜市	京都府	京都市	山口県				福山市
	川崎市	大阪府	大阪市		下関市			
	横須賀市			堺市	香川県	高松市		

(1) 産業廃棄物について

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下この項において「法」という。)及び法施行令により規定された下表に掲げるものをいい、あらゆる業種の事業活動に伴い排出される「燃え殻」「汚泥」「廃油」などの12種類、特定業種の事業活動に伴い排出される「紙くず」「木くず」「繊維くず」などの7種類及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものの1種類の合計20種類に分類される。

さらに、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして法施行令で定めるものについては、「特別管理産業廃棄物」として区分され、以下のような規制がなされている。

特別管理産業廃棄物を処理する場合には、特別な処理基準が法に規定されている。

特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、その適正処理の遂行のため「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置することが義務づけられている。

これらの産業廃棄物は、法により排出事業者が自らの責任で処理することが義務づけられており、自己処理できない場合については、処理されるまでの間適正に保管するとともに、法に規定する委託基準を遵守して産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理を行うことが義務づけられている。

(2) 産業廃棄物の種類

種 類	内 容	
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	燃 え 殻	焼却炉残灰、炉清掃排出物、石炭がら、活性炭がら、その他の焼却残さ
	汚 泥	工場排水等の処理後の泥状物、製造工程で発生した泥状物、ビルピット汚泥、建設現場で発生する無機汚泥、管路清掃汚泥、その他の有機・無機の汚泥
	廃 油	鉱油、動植物油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤、タールピッチなどの廃油
	廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等の酸性廃液など
	廃 アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、アルカリ性鍍金廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)廃ポリ容器など、合成高分子系化合物の固形状のすべての廃プラスチック類
	ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ(「合成ゴムくず」は、廃プラスチック類に該当する)
	金 属 く ず	鉄鋼・非金属の研磨くず及び切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生じたコンクリート破片、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず、石膏くず など
	鉱 さ い	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、ボタ、不良鉱石など
	が れ き 類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物
	は い じ ん (ダスト類)	ばい煙発生施設又は廃棄物焼却炉で発生するばいじん、集じん施設により集められたもの

特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ・パルプ、紙又は紙加工品製造業 ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの） ・出版業（印刷出版を行うもの） ・製本業 ・印刷物加工業 <p>より排出される紙、板紙などのくず</p>
	木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ・木材又は木製品製造業 ・家具製造業 ・パルプ製造業 ・輸入木材卸売業 <p>より排出される木材片、おがくず、バーク類など</p>
	繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ・繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く） <p>より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 合成繊維は廃プラスチック類</p>
	動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、医薬品、香料製造業 <p>から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの 魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類は事業系一般廃棄物</p>
	動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	動物のふん尿	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業から生じる家畜のふん尿
	動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業から生じる家畜の死体
	政令第2条第13号 廃棄物	<p>以上の産業廃棄物を処分するためのもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの</p>
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	引火性廃油	以上の産業廃棄物を処分するためのもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	腐食性廃酸	水素イオン濃度（pH）2.0以下の廃酸
	腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度（pH）12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生研究所、老人保健施設等の医療機関から排出される血液や便などの付着したもので、感染性病原体が含まれるもの
	特定有害産業廃棄物	<p>廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物</p> <p>廃石綿等</p> <p>有害物質を含む産業廃棄物 （燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及びこれらを処分するために処理したもの並びに廃酸、廃アルカリ、廃油で基準に適合しないもの）</p>

(3) 豊橋市内産業廃棄物排出量

(平成16年度実績)

種類別排出状況	排出量(単位:千トン)
家畜ふん尿	543 (32%)
汚泥	479 (29%)
がれき類	246 (15%)
鋳さい	133 (8%)
ばいじん	57 (3%)
ガラス陶磁器くず等	42 (3%)
その他	172 (10%)
合計	1,672 (100%)

種類別排出状況	排出量(単位:千トン)
農業	544 (33%)
電気・水道業	395 (24%)
製造業	361 (21%)
建設業	321 (19%)
その他	51 (3%)
合計	1,672 (100%)

(4) 産業廃棄物処理業者の市内処理状況

単位:千トン

区分	中間処理	最終処分	計
平成12年度	475	38	513
平成13年度	609	18	627
平成14年度	622	10	632
平成15年度	665	13	678
平成16年度	683	14	697

(5) 産業廃棄物の搬入搬出状況

単位:千トン

区分	市内への搬入量			市外への搬出量			差引
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計	
平成12年度	159	9	168	140	28	168	0
平成13年度	201	5	206	146	37	183	23
平成14年度	335	6	341	190	56	246	95
平成15年度	347	4	351	215	43	258	93
平成16年度	258	5	263	204	24	228	35

(6) 地域別の搬入搬出状況

単位:千トン

区分	市内への搬入元	市外への搬出先	差引
愛知県内	185.0	111.0	74.0
静岡県	63.8	19.8	44.0
三重県	4.9	4.3	0.6
岐阜県	1.8	4.3	2.5
東北地方	0.0	0.0	0.0
関東地方	6.2	8.2	2.0
信越北陸地方	0.6	0.8	0.2
近畿地方	0.2	5.7	5.5
中国四国地方	0.0	31.2	31.2
九州地方	0.0	42.9	42.9

(7) 特別管理産業廃棄物の排出処理状況

単位：千トン

区 分	特 有 ば じ	定 害 い ん	引 火 性 油	腐 食 性 酸	感 染 性 廃 棄 物	そ の 他	計		
								自 己 処 理	委 託 処 理
平成12年度	10.5		3.7	1.8	0.5	0.8	17.3	10.1	7.2
平成13年度	11.0		3.2	1.6	0.5	1.3	17.6	5.7	11.9
平成14年度	12.0		3.8	1.4	0.5	0.7	18.4	3.0	15.4
平成15年度	12.3		1.8	1.8	0.5	0.8	17.2	1.0	16.2
平成16年度	11.8		2.1	2.2	0.5	0.8	17.4	2.8	14.6

(8) 産業廃棄物処理業者数

区 分	産 業 廃 棄 物		特別管理産業廃棄物		合 計
	収 集 運 搬 業	処 分 業	収 集 運 搬 業	処 分 業	
平成14年3月31日現在	2,293	61	391	5	2,750
平成15年3月31日現在	1,864	63	348	5	2,280
平成16年3月31日現在	1,250	65	164	6	1,485
平成17年3月31日現在	1,266	67	164	6	1,503
平成18年3月31日現在	1,343	70	173	6	1,592

中核市移行に伴い愛知県知事より引き継いだ許可（みなし許可）を含む。

(9) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設許可申請件数

区 分	産 業 廃 棄 物		特別管理産業廃棄物		産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	合 計
	収 集 運 搬 業	処 分 業	収 集 運 搬 業	処 分 業		
平成13年度	264 (128)	13 (4)	20 (11)	3 (1)	5 (4)	305 (148)
平成14年度	262 (130)	11 (5)	29 (14)	0 (0)	5 (1)	307 (150)
平成15年度	376 (129)	18 (2)	100 (19)	4 (1)	6 (4)	504 (155)
平成16年度	314 (156)	22 (6)	21 (8)	0 (0)	5 (4)	362 (174)
平成17年度	333 (157)	21 (4)	31 (17)	1 (1)	5 (5)	391 (184)

()内は新規申請件数を内数で示す。

(10) 行政指導等の状況

単位：件

区 分	業 取 消	業 の 一 次 停 止	施 設 の 許 可 取 消	施 設 の 一 次 停 止	改 善 命 令	報 告 の 徴 収	改 善 勸 告	指 導 票	合 計
平成13年度	3	0	0	1	1	16	18	33	72
平成14年度	8	0	1	0	0	8	7	26	50
平成15年度	5	0	0	0	0	2	5	23	35
平成16年度	9	0	0	0	1	6	28	52	96
平成17年度	6	2	0	0	1	6	9	31	55

(11) 産業廃棄物処理施設の設置状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		政令 区分	設置件数
施設区分(廃棄物の種類)		【許可対象】	
中間処理施設			73
脱水施設(汚泥)		【処理能力 10m ³ /日超】	16
乾燥施設(汚泥)		【処理能力 10m ³ /日超】	-
天日乾燥施設(汚泥)		【処理能力 100m ³ /日超】	-
油水分離施設(廃油)		【処理能力 10m ³ /日超】	1
中和施設(廃酸又は廃アルカリ)		【処理能力 50m ³ /日超】	-
破砕施設	(廃プラスチック類)	【処理能力 5t/日超】	7
	(木くず又はがれき類)		8-2
コンクリート固化施設(有害物質を含む汚泥)		【全ての施設】	9
ばい焼施設(水銀又はその化合物を含む汚泥)		【全ての施設】	10
分解施設(汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物)		【全ての施設】	11
分解施設	(PCB 廃棄物)	【全ての施設】	12-2
洗浄施設又は分離施設			13
焼却施設	(汚泥【処理能力 5m ³ /日超、200kg/時間以上、火格子面積 2m ² 以上】)		3
	(廃油【処理能力 1m ³ /日超、200kg/時間以上、火格子面積 2m ² 以上】)		5
	(廃プラスチック)【処理能力 100kg/日超、火格子面積 2m ² 以上】		8
	(PCB 廃棄物)		12
	(その他の産業廃棄物【処理能力 200kg/時間以上、火格子面積 2m ² 以上】)		13-2
最終処分場			27
遮断型処分場		14-イ	-
安定型処分場		14-ロ	12
管理型処分場		14-ハ	15
合 計			100

破砕施設実数	32
--------	----

焼却施設実数	8
--------	---

(12) 自動車リサイクル法関連事業者数

登録・許可業者数	引 取 業	フロン類 回 収 業	解 体 業	破 碎 業	合 計
平成17年3月31日現在	353	115	30	8	506
平成18年3月31日現在	357	118	32	8	515

(13) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定状況(平成17年度策定分)

産業廃棄物(平成16年度実績1,000トン以上の事業場)

産業分類	事業場数	発生量(トン)	
		平成16年度目標	平成17年度目標
電気・水道業	6	435,827	447,402
製造業	15	75,261	73,982
建設業	35	135,727	149,033
サービス業(他に分類されないもの)	1	18,773	19,573
計	57	665,588	689,990

特別管理産業廃棄物(平成16年度実績50トン以上の事業場)

産業分類	事業場数	発生量(トン)	
		平成16年度目標	平成17年度目標
製造業	8	16,781	16,210
サービス業(病院)	1	240	240
計	9	17,021	16,450

(14) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管状況等

(平成17年3月31日現在)

PCB廃棄物の種類	保管事業場数	保管量	保管量について他の単位で報告のあったもの(注)
高圧トランス	7	41台	
高圧コンデンサ	208	775台	
低圧トランス	2	2台	
低圧コンデンサ	9	1,027台	400棲
柱上トランス	2	21,604台	
安定器	42	7,409個	4,521.2kg、18箱
廃ポリ塩化ビフェニル等	3	467kg	72棲
廃感圧複写紙	2	70kg	1箱
ウエス	2	0kg	40棲、1個
その他	6		サージ吸収用コンデンサ 18台 実験機器 43台 接地検出器 4台 計器用変成器 4台 継電器変圧器 1台 微量PCB混入機器 5台 開閉器 2台 遮断器 3台 油入り蓄電器 2台

届出事業所数	229
--------	-----

(注) 保管量については、事業所から届けられた量をそのまま集計しました。なお、体積の小さいポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合で、その台数を把握できないときは、容器の質量又は体積で届け出てもよいこととされています。

(15)「豊橋市産業廃棄物処理基本計画」(現在改訂中)の概要

[副題] 豊かで安心して暮らせる社会の構築に向けての方針・目標・行動の計画

[テーマ] とともに考え実践する持続可能な廃棄物循環型社会をめざして

目 的

豊橋市は、だれもが「環境にやさしい」という気持ちで、市民生活や産業活動に臨んでいただくことにより、資源やエネルギーを大切にしながら循環型社会の構築をめざしております。

本市は、平成11年4月1日の中核市移行に伴い産業廃棄物行政を担うこととなりましたが、今回初めて、産業廃棄物の処理に関して事業者等が取り組むべき指針を示すものであります。

本計画では、廃棄物処理に対する社会的な要請等を考慮し、本市における産業廃棄物の現状と将来及び産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等の総合的かつ計画的な推進をめざし、基本方針、行動計画を示しました。

計画の基本理念

豊かで安心して暮らせる社会の構築に向けて、排出事業者、処理業者、市民、行政の各種体が意識し、連携し、それぞれの役割を果たすまち『とよはし』

豊かで安心して暮らせる社会(持続的な発展が可能な社会)を構築するためには大量生産、大量消費、大量廃棄という社会構造の変換を図る必要があります。そのためには産業廃棄物の発生を抑制し、その大半が循環利用され、適正な処分が行われることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減するという目的に向かって、排出事業者のみでなく、処理業者、市民、行政が一体となって取り組む必要があります。

目 標

平成11年度に対し、平成23年度における排出量の増加を13%以下に抑制し、再生利用量を8%以上増加させることにより、最終処分量をおおむね半分に削減する。

区 分	平成11年度	平成23年度		(単位:千トン)
	実 績	予 測	目 標	
排 出 量	1,324	1,516 (14.5%増)	1,488【12.4%増】	13%以下に抑制
再生利用量	579	598 (3.3%増)	627【8.3%増】	8%以上増加
最終処分量	90	91 (1%増)	45【50%減】	おおむね半分に削減

計画達成に向けた取組

